

第17回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時：令和5年1月26日（木）

14：30～16：05

場所：香川県庁北館402会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田委員長

河原委員

○鈴木委員

高月委員

中杉委員

○松島委員

門谷委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 会議の成立

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員7名中7名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- 議長（委員長）から、直島町の欠席と、特段の意見はなかったことを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長（委員長）が出席委員の中から、鈴木委員と松島委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）産廃特措法の期限が近づきつつあるという状況だが、関係者の皆様のご尽力により必要な工事は期限内に終わる予定と聞いているところである。その

後の環境基準への到達・達成までの期間は、現時点では判然としていないというところかと思うが、当委員会として、調停条項の履行を見届けるということには変わりはないので、引き続きよろしく願います。

○（委員長）それでは、続いて、豊島住民代表者の方、どうぞ。

○（豊島住民会議）豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の先生方には、長期にわたり精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

以下に本日検討していただきたいことを3点申し上げます。

1、資料Ⅱ／3、地下水浄化の進捗管理（その5）において、4ページの表7、地下水計測点における水質の調査結果が一覧表にまとめられている。観測井戸D西-1において、昨年7月8日に追加的浄化対策を終了してから、ベンゼン濃度が増加傾向にあるように見える。どう評価すればいいのか、説明をお願いします。

2、資料Ⅱ／4、豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通しの作成ということで、目次案が示され、3月のフォローアップ委員会で審議すると書かれているが、フォローアップ委員会までに地下水・雨水検討会で今後の見通しについては議論いただき、素案に反映するべきだと考える。その旨、記入していただきたいと思う。

3、資料Ⅱ／6、豊島処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針が示されているが、豊島処分地地下水・雨水等対策検討会と豊島事業関連施設の撤去等検討会を廃止し、第2次フォローアップ委員会に引き継ぐとされており、委員会構成について地下水関係の委員の割合を高めると提案されているが、廃棄物対策豊島住民会議としては、今まで地下水浄化等に長くご尽力いただき、内容を熟知されている豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の委員の方全員に入っていただき、地下水浄化を完了できる体制にさせていただくようお願いする。

○（委員長）まず、1番目の資料Ⅱ／3に関する話は、そこでやろうと思う。それから、2番目の話も、そこで補足はするが、当然のことながら、そこに書かれている見通しというのは、今、地下水検討会にお願いしてある話であり、そちらで取りまとめをしていただいた分を、こちらに反映させるということになる。別にそれはここに記載するつもりはない。目次案を示してあるわけだから、その内容として今のような考え方だということを申し上げておく。

それから、3番目の対応方針の中で、委員の選任については、地下水検討会のほうで対応いただいている方にお入りいただくことになるだろうと思っているが、全員という約束もできない。そういう意向が豊島住民会議のほうからあるということだけは伺っておく。よろしいか。

○（豊島住民会議）はい。

○（委員長）それでは、議題のほうに入らせていただく。まず、議題の1番目、この事業の進捗状況、1から3までまとめて事務局のほうから説明していただいた後、皆さんのほうからコメントをいただく。

V 審議・報告事項

1. 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

(1) 令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その3）（報告）【資料Ⅱ／1-1】

○（県）それではまず資料Ⅱ／1-1、令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その3）だが、ここでは、「令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要」に従い実施している本事業の進捗状況を報告させていただく。

主な事項として、2. 1がフォローアップ委員会での検討内容となるが、現在、処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、地下水検討会の指導助言のもと、追加的浄化対策を実施するとともに、排水基準の達成後、環境基準の到達の申請に向けた計測、モニタリングになるが、こちらも併せて実施しているところとなっている。

これらから得られた状況を、「地下水浄化の進捗管理」として資料Ⅱ／3でご報告する。端的に申し上げますと、現時点でリバウンドは発生しておらず、また、環境基準の到達の申請に向けた計測を継続して実施中であるが、環境基準の到達の承認はなされていない状況にある。

また、豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通しに関し、その目次案を後ほど資料Ⅱ／4でお示ししていきたいと思っている。

次に、了承いただいた「処分地の整地工事に関する基本方針」に基づき、順次、基本計画書、実施計画書の審議・了承をいただいたうえで、整地工事を実施している。

4番目の豊島廃棄物等処理事業報告書の作成については、現在、委員長及び事務局で委員の意見に基づく修正や原稿の依頼等を行っており、その状況について、後ほど資料Ⅱ／7-3でご審議いただきたいと思いますと思っている。

次、(6)になるが、遮水機能解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査について、今回、遮水機能解除後となるアマモ場調査を昨年6月21日～23日に実施しており、こちらの結果と合わせ令和3年度の調査結果との比較も含めて、資料Ⅱ／5でご報告したいと思っている。

なお、遮水機能解除後の生態系調査の中にはアマモ場とガラモ場という2つの藻場調査を行っているが、ガラモ場調査については今月実施予定であり、遮水機能解除前後の比較結果については、次回以降のフォローアップ委員会で報告する予定としている。

7番目の令和5年度以降の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の運営方針だが、今年度末までに、現在実施している豊島廃棄物等処理施設の撤去や整地工事を完了し、令和5年度からは、処分地全域での環境基準達成の確認に向けて地下水モニタリング及び処分地の維持管理等を行うため、令和5年度以降のフォローアップ委員会の組織等について見直しを行う予定である。その方針を資料Ⅱ／6でご審議いただきたいと思っている。

続いて、2ページの最後からになるが、2. 2、地下水・雨水対策検討会での検討内容となる。

まず、現在、豊島処分地では、先ほども申し上げたが、「排水基準の達成後の地下水浄化に関する基本的対応」に基づき、一部の区画で追加的浄化対策を実施している。その状況を資料Ⅱ／3でご報告する。

次に、フォローアップ委員会で「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」を決定いただき、その後、地下水検討会で、この追加的浄化対策の終了の確認を審議している。その中で、HS-D西については、先ほど部長の挨拶にもあったが、終了が確認され、他の2地点については地下水モニタリングを継続し、改めて審議していくこととなった。その状況を資料Ⅱ／3で合わせてご報告する。

豊島処分地の水管理マニュアルに基づく対応を実施しており、これまで特段の問題は発生していない。

また、環境基準の到達・達成マニュアルに基づき、地下水計測点のモニタリングを継続しており、その結果を資料Ⅱ／3でご報告する。現時点でリバウンドは確認されていない状況となっている。

また、同マニュアルに定める基準を満たせば環境基準の到達及び達成を申請し、地下水検討会で審議することとしているが、現時点で環境基準の到達の承認はなされていない状況となっている。

続いて、3ページ2. 3からになるが、こちらは撤去検討会での検討内容となる。

昨年度から実施している豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事は、改訂された「豊島廃棄物等関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」に基づき、実施している。昨年4月から工事着手した豊島専用栈橋の撤去工事については、昨年9月に施設の撤去・搬出を完了した。撤去工事の進捗状況等の詳細を後ほど資料Ⅱ／1-3でご報告する。

令和4年度に撤去を実施する施設として、揚水井、貯留トレンチ、新貯留トレンチ、積替え施設の上部、下部、トラックスケール、処分地内道路、それから、下流側の排水路、それと観測井と、多様なものがあるわけだが、これらの撤去工事については、実施計画書を審議・了承いただき、それに基づき撤去工事に着手している。このうち、積替え施設（上部）は昨年11月に完了している。

処分地の整地についても、実施計画書を審議・了承いただき、それに基づき、現在、整地工事に着手しているところとなっている。

先ほども申し上げたが、現在行っている撤去工事については、工事の実情を踏まえ、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しを第16回撤去検討会です承いただき、こちらの撤去手順に基づいて実施しているところとなっている。

現時点で撤去が完了した施設もあるが、全ての施設の撤去完了後に撤去検討会委員の確認を受け、豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認を撤去検討会に報告する予定としている。

また、この第Ⅱ期工事である、これも多様な撤去工事を行ってきた。例えば、遮水機能の解除工事や高度排水処理施設等、各種施設の撤去工事があるが、これらについて、計画から実施結果までを取りまとめ、報告書を作成することとしている。前回の撤去検討会でその目次案を了承いただいた。その素案を全ての施設の撤去完了後に取りまとめ、撤去検討会で審議いただく予定としている。

【1-1から1-3は一括して議論】

（2）豊島処分地の地下水浄化対策等の状況【資料Ⅱ／1-2】

○（県）続いて、資料Ⅱ／1-2に移りたいと思う。こちらが豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その10）の説明となる。

「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に従って追加的浄化対策を実施している。その場所と実施内容は、表1にまとめている。このうち、表1の一番下となるが、HS-D西については、前回地下水検討会で追加的浄化対策の終了を確認いただき、他の2箇所については、実施内容にも書いているが、浄化対策を停止した状態でモニタリングを継続して実施中である。

また、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき、地下水計測点4箇所あるが、地点の①③④、それからD西-1、この4地点において、環境基準の到達に向けたモニタリングを実施している。これらの状況を資料Ⅱ／3で報告する。

2ページに進み、裏面になるが、前回地下水検討会で、仮定を置いたうえで、今後の見通しに関し、複数の推計方法の検討を行った。また、地下水浄化対策に関して、「豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通し」の作成に向けて、資料Ⅱ／4でその目次案について後ほどご審議いただきたいと思っている。

【1-1から1-3は一括して議論】

（3）豊島事業関連施設の撤去等の状況（その10）（報告）【資料Ⅱ／1-3】

○（県）続いて、資料Ⅱ／1-3に移る。こちらは豊島事業関連施設の撤去等の状況（その10）である。

まず、こちらでまとめているのが、豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する手続きの状況となる。第Ⅱ期工事については、令和3年度から実施してきており、既

に撤去工事が完了している施設も出てきているような状況となっている。

1 ページ開いていただいて、2 ページに第Ⅱ期工事の概況を表1にお示ししている。こちらをご確認いただきたいと思う。表1の中で、既に撤去が完了している施設は、完了、施工中のものは施工中とその工期の予定、地下水浄化の状況により撤去時期が決まるもの、土地の引き渡し時に撤去するもの、それと、土地の引き渡し云々にかかわらず残置するものに分けて表示している。

以前に比べると、完了というところが増えてきているかと思う。

3 ページに進み、現在、撤去を施工中である各工事の状況をお示ししている。まず、(2)は揚水井及び観測井の撤去工事についてであり、その手続き状況は表2のとおりとなっている。現在、撤去工事に着手して実施中となっている。

次に、(3)が貯留トレンチ、新貯留トレンチ、積替え施設(上部、下部)、トラックスケール、下流側の排水路、これらの撤去工事についてである。これらの手続き状況は表3のとおりとなっており、ただ、表3は3ページから続いて4ページ上部まで続くようなかたちになっている。これらは、多数の種類があるので、使用する重機の違いや施工管理の面から3つの業者に分けて工事を実施してきている。このうち、4ページにある、その他施設6-1-1、積替え施設(上部)、こちらの撤去と搬出については、既に完了している。

(4)の処分地の整地関連工事、導水管呑口部及び地下水浄化関連の改修工事について、その手続き状況は表4のとおりとなっている。現在、実施計画書の審議を終え、撤去工事に着手している。

それと、2. に書いているが、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しについては、第16回撤去検討会で審議、了承いただき、現状、この手順に従って進めているという状況になっている。

【1-1から1-3は一括して議論】

- (委員長) 訂正だが、資料Ⅱ/1-2のめくっていただいた2ページ目の3の標題のつけ方だが、これは内容を見ても、地下水浄化の今後の見通しについての話。事務局が、事前の私の意向を誤解されていたかと思うので、これはまず、その10というのは地下水浄化対策のほうの検討会でやっている内容を中心にまとめていただくので、豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括というのは、これはフォローアップ委員会のほうで取りまとめをしていく内容になっているので、その下に書いてある文章も、そのことについてはほとんど触れられていない。だから、これは取っていただきたい。ここは、「地下水浄化の今後の見通し」というのが正しい標題だということで、訂正させてもらう。

- (県) 承知した。

- （委員長）それから、もう1点確認だが、今のところ、撤去のほうの関係は順調に進んでいると解釈してよいか。事務局のほう。遅れが出ているというところはないか。
- （県）はい。今のところは予定どおりで進めてきている。
- （委員長）予定どおり進捗すると、資料Ⅱ／1－1のほうで4ページ目だが、下から2つ目の（3）撤去完了の確認というところで、全ての施設の撤去完了後に撤去検討会委員の確認を受け云々というのが出てくるが、これを予定しているということになるが、現在、順調に進んでいると、だいたいこのぐらいのところがやれるのではないかということで、ご案内しておいていただけるか。事務局のほう。
- （県）はい。現在のところ、3月10日ぐらいまでには終わるということで進めているので、3月16日に撤去検討会の座長である永田先生と、あと松島先生に現場の確認をしていただきたいと。予定どおり進めば、その予定でいきたいと考えている。なお、この際、同行したいという先生方がおられたら、事務局のほうでご意向を確認したいと思っている。
- （委員長）豊島住民会議のほうも予定しておいていただけるか。3月16日。
- （豊島住民会議）分かった。
- （委員長）詳細な行程については、事務局のほうから連絡させる。
 それでは、ただいまの件に関し、何かご意見、コメント等があればお願いします。
 よろしいか。関連する事項、特に地下水検討会については、この後にも議題があるので、そちらで中杉先生、河原先生にはご発言いただければと思っている。
 それでは、次の議題に移らせていただく。議題の2番目、第27回の地下水検討会の審議概要、どうぞ事務局から。

2. 第27回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／2】

- （県）それでは、資料Ⅱ／2、第27回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要について説明する。こちらについては、前回フォローアップ委員会以降に開催された第27回の審議結果の概要をご報告するものとなっている。
 第27回地下水検討会では、前回フォローアップ委員会での決定事項を報告した後、各回検討会開催までの処分地での地下水の状況を報告したうえで、区画毎及び局所的

な汚染源でのモニタリング結果をもとに、今後の進め方について様々なご意見を頂戴し、その後の実施に反映している。今回、資料Ⅱ／3で地下水浄化の進捗管理で審議いただければと思っている。

3. 「追加的浄化対策の終了の確認(その2)」では、対策を停止した状態でのモニタリング結果や浄化対策の実施状況を整理・報告し審議いただいた結果、HS-D西については、追加的浄化対策の終了が確認されたところとなっている。他の2箇所については、追加の地下水モニタリングを実施した後、改めて審議することとされた。

2ページに進み、フォローアップ委員会から今後の地下水浄化の見通しについて整理するよう指示があったことを受け、その推計方法について3通りの案をお示しし、審議をいただいている。別添1をご確認いただければと思う。

別添1の中で推計方法の検討として、3通りの見通し案をお示ししている。

1つは、別添1の1ページ(1)にある、地下水浄化を実施していない区画の汚染物質の減少率を活用した推計となる。その結果として、2ページ表1のようになってきている。ベンゼンであれば0.57年～3.3年、1,4-ジオキサンでは20年～55年、クロロエチレンでは1.8年～19年と、環境基準到達の時期は、推定の幅がかなり大きいものとなっている。この推計では、処分地内で隣接しておらず、土質等の状況が異なる地点の自然浄化の効果が同様という不確実性のある仮定を置いたこと、環境基準値に到達するまでの時期に幅があること等から、その精度は低いと考えられた。

次に、3ページになるが、完全混合モデルによる推計、これが2つ目となる。表2のとおり条件で、処分地内の地下水の入れ替わりが行われたとして推計を行うと、ベンゼンが3.0年、1,4-ジオキサンとクロロエチレンが10年と推計された。ただし、完全混合も実際には起こり難く、精度は低いと考えられたところである。

3つ目が近似曲線による推計となるが、4ページの頭から書いている。現時点で、全ての地下水計測点で、周辺で対策を実施していない状態が複数年継続しているデータが存在しておらず、指数近似を行うには今後数年間程度の水質モニタリングを実施すべきと考えられた。

まとめとして、より精度の高い推計としては、近似曲線による推計が適当と考えられるが、現時点では、推計の基礎データとなる周辺で対策を実施していない状態が複数年継続しているデータが存在しないため、水質モニタリングを数年間継続し、十分なデータ量となった段階で推計を行うこととされ、次回以降の検討会で推計結果を毎回報告することとなっている。

次に、元に戻って、資料Ⅱ／2の5.は、前回フォローアップ委員会での質問事項に対する対応について、ご審議いただいた。これについても別添で資料を付けさせていただいている。別添2をご覧いただきたいと思う。

前回フォローアップ委員会での質問事項として、3つほどあり、1つは、観測井②が観測井①に比べ塩化物イオン濃度が高い理由、2つ目が、F1西においてクロロエチレ

ン濃度が上昇している理由、3つ目がB5の取り扱いとなっている。

まず、1つ目については、モニタリング結果を見ると、より海岸に近い観測井①の塩化物イオン濃度が、令和3年11月～令和4年12月中旬にかけて1,000～1,800mg/L程度で推移していることから、その上流側の②に海水が流入している可能性はないだろうと。

それから、処分地の地下水の流れは南から北方向へと考えられ、②が上流に位置することから、地点②付近またはその上流に塩化物イオンが比較的高い地下水が存在していた可能性があるかと推察された。

②の塩化物イオン濃度は、一旦上昇した後、上昇前と同程度に戻っているという状況もあり、一時的な変動と考えられ、廃棄物の撤去により、廃棄物からの塩分の供給がないような現状となっていること等から、地点②の塩化物イオン濃度は今後降雨等により徐々に低下するものと考えられるとされている。

次に②について、F1西においてクロロエチレン濃度が上昇する原因として、同地点では、過去にトリクロロエチレンの環境基準超過が確認されている地点となっている。何らかの理由によりトリクロロエチレン等の分解が促進されて、そのときに生成されたクロロエチレンにより環境基準を超過した可能性があるかと推察される。現時点では、分解が促進された原因を特定することはできていないが、親物質であるトリクロロエチレン等の濃度が低くなっていること、これらから、今後は徐々に減少するものと考えられる。

3番目のB5の取り扱い、これは2ページのほうにあるが、B5では、1,4-ジオキサンによる汚染のため、これまでに揚水浄化を実施し、その後、化学処理を3回実施したうえで、高度排水処理施設の解体まで揚水浄化を継続していたが、直近の計測においても排水基準に1,4-ジオキサンが適合していない状況となっている。

当該地点については、岩盤のクラック部分の地下水汚染が原因と考えられており、これまでのフォローアップ委員会の審議の中で、「今後の自然浄化の状況を把握するため、排水基準値以下となるまで1,4-ジオキサンのモニタリングを継続し、その後も原則、環境基準の達成までの間、井戸を存置する。」ということが、浄化対策の方針とされているため、当該井戸は残置し、モニタリングを実施しているところとなっている。

今後は、この方針に基づき、1,4-ジオキサンが排水基準値以下となるまでモニタリングを継続していくという対応をとることとなっている。

○(委員長) 中杉先生からコメントをいただきたいと思うが、この2と3と合わせたほうがいいか。どうか。2を独立でいくか。

○(委員) 一緒のほうがいい。一緒にして話をさせていただく。

○（委員長）分かった。では、3の議題も一緒にさせていただく。進捗管理、その5。

3. 地下水浄化の進捗管理（その5）（審議）【資料Ⅱ／3】

○（県）それでは、資料Ⅱ／3、地下水浄化の進捗管理（その5）についてご説明させていただく。「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき実施している地下水計測の結果、及び決定された「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に基づく審議結果についてご報告させていただく。

まず、局所的な汚染源ごとの追加的浄化対策の実施状況だが、冒頭との資料Ⅱ／1－2でもお示ししたとおり、追加的浄化対策を処分地内の3箇所で行っている。

また、追加的浄化対策を停止した状態で「終了要件」への適合状況を確認するため、1ページの表1にお示ししているが、記載の停止日から浄化対策を停止している。

浄化対策停止後のモニタリング結果と追加的浄化対策の状況を別添1のとおり、別添1は資料の最後に付けさせていただいているが、取りまとめ、地下水検討会でご審議をいただいた。

別添1をご確認いただきたいと思います。ここでは、追加的浄化対策の終了を確認していただくにあたって、HS－⑯については添付－1で、HS－⑳は添付－2で、HS－D西については添付－3で、地点ごとに、観測井における追加的浄化対策停止後の濃度の推移を表とグラフでお示するとともに、終了要件の確認に必要な、追加的浄化対策の実施状況や、関連する浸透池及び揚水井等の必要な水質モニタリング結果を参考資料として取りまとめ、併せてご審議をいただいた。

審議の結果、元の資料Ⅱ／3に戻っていただき、2ページの表2になるが、HS－D西は追加的浄化対策を終了し、HS－⑯と⑳は、対策停止状態でモニタリングを継続し、その推移を見て、改めて地下水検討会で審議することとなった。

2ページ3からは、環境基準の到達に向けた地下水のモニタリング調査の状況をお示ししており、計測点となっている4地点で、それぞれ昨年11月～12月までの結果を表3～表6にお示ししている。大きな濃度上昇の傾向は確認されていないが、1,4-ジオキサンは4地点全てで環境基準の超過が見られる状況となっている。また、観測井⑪のベンゼン、それから、D西－1の有機塩素化合物は断続的に環境基準に適合する状況には至っていないようなこととなっている。

現時点でリバウンドは確認されておらず、リバウンド対策は実施していない。

また、4ページ表7には、排水基準の達成後、昨年12月までの水質調査結果を一覧表でお示ししている。処分地の状況が変化したイベントごととして、遮水機能の解除、遮水壁の引抜き期間と記載しているが、それと、地下水浄化の一時停止、対策の停止をそれぞれのところで線で区切りながら記載している。

5ページ、今後の予定となるが、地下水の環境基準の到達に向け、地下水計測を継続

していく。また、追加的浄化対策を一旦停止して、水質モニタリングを行っているHS-⑯、⑳については、次回地下水検討会で終了について改めてご審議いただきたいと思っている。

○（委員長） それでは、中杉先生、どうぞ。

○（委員） まず、何点かある。1つは、追加的浄化対策の終了の確認ということで、HS-D西はOK、HS-⑯と⑳はもう1回見ようと判断した。いずれも対象物質が少しずつ違うので、追加的浄化対策を始めたその物質がどうなっているかを中心に判断するべきだろうと考えた。HS-D西は、だいたいトリクロロエチレンか、あるいはその分解生成物ということで、これについては化学処理を集中的にやった。土壌と直接薬剤が混ざるような状態をつくり出して分解したので、かなり徹底的にできたなと考えている。多くは低い状況で推移しているので大丈夫だろうということで、HS-D西はOKにした。

ただ、HS-⑯とHS-㉑は、評価の対象となっているHS-⑪とHS-⑳の井戸の経過を見ると、一見下がっているふうに見えているので、これはいいかなと思ったのだが、つい最近、測定が上がってしまっている。特にHS-⑯は、揚水井⑯-6というホットスポット（以下、「HS」という）のところで濃度が上がってきて、排水基準を超えてしまった。これは部分的な話だが、そういう状況ではこれからもずっと下がるだろうというふうに断定はできないので、もう少し、もう1回様子を見てみようと考えた。

HS-㉑も、排水基準を超えるということは起こっていないのだが、若干戻りがある。これも今までやってこなかった、対策を止めてこなかったもので、よく分からなかったことなのだが、先ほど安岐さんが、なぜこれが上がったのかというのは、HS-D西のベンゼンの濃度が少し上がってきたという話をされたが、これは最近、どこも少し上がってきている感じがする。これは何なのだろうかと考えてみると、地下水が若干関係している可能性があるなど。冬に入ってきて、水の水位が高くなったり低くなったりする。その関係で影響しているのかもしれない。これは分からない。そのあたりをもう1回確認していくために、この次にどうなるかというのを見ていこうと。上がり続けていくという話になると、これはやめることはできないが、下がってくれば一時的な変化のかたちなのだと、ここも解除、終了してもいいだろうと思っている。

1つ、これも推測だが、下がってきている途中で急に下がることもある。この理由がよく分からない。その後、リバウンドというとおかしいが、濃度が上がって元に戻ってくる。これは元に戻るといえるのは、全面的に戻るといえる話ではなくて、元の減衰線に近づいてきていると見たほうがいいのではないかと、私は考えている。そのあたりのところはまだ十分見るだけの時間が取れていないので、もう少し見たいなということで考えている。

これは将来予測の話、見通しの話も、どういう理由か分からないが、ひょっと下がったところを取ってしまうと、かなり短い時間で浄化されるという結果が出る。けど、その後でまた上がってくるというものをどのように解釈すればいいかというのをもう少し見ていかなければいけない。先ほどの季節的に地下水が変動するなんていうことをまだ見られていない。1年間で。少なくともそれを見ないと、はっきり分からないだろうということで、3つの方法の中で、やはり近似線を取っていく方法が一番確からしいなと思いながら、測定値が実際、正しいデータをいつも取れているのかということも含めて、少し考えてみたい。もし、季節的な変動があるのであれば、季節的な平均値のようなものを取ってやっていったらどうか。

そういう意味では、実際これから地下水・雨水検討会は第2次フォローアップ委員会になるが、そのフォローアップ委員会をやるたびに、それまでのデータを基に見通しの数字を出して行って、それが安定したところでだいたいこのぐらいということが言えるのではないかと思うので、もう少し時間が必要ではないかということで、議論させていただいた。

○（委員長）確認だが、4ページ目の表が、最終的な測定日が昨年12月20日。

○（委員）その後があるはずである。

○（委員長）現在ということになっていて、これ、この先もやっているのではないか。1週間か2週間に一度ぐらい測っている勘定になるのか。事務局。

○（県）1月に行っている。

○（委員長）何回行っているのか。

○（県）まだ1回だけである。

○（委員長）この後、1回だけか。

○（県）はい。

○（委員長）そうか。分かった。それから、次の検討会が3月3日と言っていたか。それまでの間だと、何回やれるのか。

○（県）3回。1月下旬と2月に2回。上旬、下旬か、中旬、下旬になるかも分からない

が。

- （委員長） そうすると、プラス3回で4回分が出てくるということか。
- （県） そうである。
- （委員長） 4回分。はい、分かった。そのあたりのデータを整理して、地下水検討会で見てもらうように。
それから、先ほど言われた環境基準の達成のときに、どれぐらいの期間、測らなくちゃいけないかで、私も記憶が定かじゃないのだが、確か1年ぐらい測ることになっていなかったか。
- （県） なっている。到達した後1年間見て、それが継続できるかどうかというのが判断の1つ。
- （委員長） 中杉先生、よろしいか。
- （委員） はい、そういうことで整理をしている。
- （委員長） それは、規定として決まっているのだから、不十分だということだったら、またそのあたりのところも検討していただくと。だから、比較的、今、考えている期間よりもだいぶ長い期間、しっかりと見ていただくということになるのだろうと思う。
それから、冒頭に安岐さんのほうから質問があった点については、今後の計測も含めて、地下水検討会のほうでさらに審議していただく、検討していただくというふうに解釈してよろしいか。中杉先生。
- （委員） それしかない。実際に、HSの近くで計測していたのだが、もう対策をやめてしまったので、そのデータが出てこない。だから、この理由が本当は何なのかというのをさらに突き詰めろと言われても、今はできないということになる。
- （委員長） 分かった。中杉先生の説明の中で、HS-⑯のところ、何か、排水基準を超えた云々とかいうのがあったか。それはどこに資料として載っているのか。
- （委員） これは、資料3の。
- （県） 資料Ⅱ／3の別添1で付けている中の、添付-1の参考資料の4ページである。

- （委員長）参考資料の4ページ。
- （県）そうである。それで、最後のところにオレンジ色で塗り上げていると思うが、揚水井⑩-6でモニタリングしていれば、ここで。
- （委員長）揚水井⑩-6というのは、どこなのか。
- （県）それが、もう2ページ前に位置関係の図面を付けさせていただいているが。観測井、このHSの対象となる観測井は、観測井⑪だが、その左隣、50mほど西側にある揚水井の⑩-6で排水基準値を超過することがあったということである。
- （委員長）それは、どこの。この表で見ると、オレンジ色はずいぶんいっぱい出てくるのだが。
- （県）一番下である。
- （委員長）ああ、そうか、そうか。
- （県）日付は12月6日になっている。
- （委員長）ああ、そうか。はい、分かった。こういうこともあったということ。これは、リバウンドの判断というのは、されていないのか。
- （委員）いや、これは、リバウンドの判断をするのは、ここではない。
- （委員長）あ、そうか。
- （委員）対策井として、ここは⑪。
- （県）そのとおりである。
- （委員）⑪が超えればリバウンドだとみなす。これはHSなので。
- （委員長）そうか。はい、分かった。これもこの後、まだ測っているのか。

- （委員）これは測ってもらっているのだったか。
- （県）はい、ここは測っている。
- （委員長）はい。その結果はまだ出てきていないと。
- （県）先ほどと同様なので、まだ出てきていない状況となっている。
- （委員長）はい、分かった。
どうぞ、ご意見あれば、お願いしたいと思う。
今の資料Ⅱ／3だが、資料Ⅱ／2のほうで検討過程だろうと思うが、今後の浄化の見通しに付けられた別添1、これは非常に不十分な資料だなという印象が非常に強い。さらに検討を加えていただいて、次回、3月3日か、先ほども話が出たが、今後の見通しの資料は、地下水検討会のほうで取りまとめていただいたものを付ける予定にしているので、もう少しきちとしたかたちで対応していただけるか。これでは今まで計測したデータを有効に活用するというような状況になっていない。一部は使われているところもあるが、これで十分だという判断にはならない。その後で、さらに計測が必要というのは、それはそれで考えられることになるが、検討が不十分な状態で、さらに必要だという、先延ばしするような対応は、好ましくないと。
- （委員）いや、実際は、先生。
- （委員長）私の意見として申し上げておく。
- （委員）こういうことを理解するのに、誤解しておられる点がある。
- （委員長）いや、誤解はしていない。
- （委員）要は、対策をやっている最中に採ったデータというのは、対策後のことを推測するには使えない。
- （委員長）いや、そういう話ではないと思う。
- （委員）いや、そういう話ではないか。
- （委員長）いやいや、対策を取っていても。

- （委員）そういうことを理解していただけないと。

- （委員長）いやいや。先生、聞いてくれるか。対策を取っていても、例えば、揚水だとか、注水・揚水だとかという方策をやっているのは、希釈作用をさせている話になる。そうすると、それは自然浄化の促進にはなっているはずだから、その推定の線がどういう格好になってくるのかというのが見えてくるかもしれない。

- （委員）それは対策を行っているデータなので、自然浄化の進捗を推測することはできない。

- （委員長）いやいや。それと、もう1つ、前に整理していただいた、面積的に見てどれぐらい達成できたかというような話も、これも、推定の方法だとして。

- （委員）いや、それは、どこで。

- （委員長）そういうのを全部整理してみて、どういうことが包括的に言えるのかということをやっていかないと。これ、今、見ている限りにおいては。

- （委員）もう少し説明した資料がないということであれば、次回、ちゃんとする。

- （委員長）補足する資料とか、いろんなことをもう少し整理して。

- （委員）だから、これは使える、使えないをしっかりと整理して出す。

- （委員長）その上でなおかつ足りないと言うのであれば、それはその1つの結論。ただ、これでは、そこまで行っていない資料だと。

- （委員）使えないということの説明がないということは、十分理解した。

- （委員長）あと、ほかにいかがか。よろしければ、3のところまではこれで終わりにさせていただきます。
議題の4番目、地下水浄化の総括と今後の見通しの作成ということで、目次案を出させてもらった。まず事務局から説明をお願いする。

4. 「豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通し」の作成（審議）【資料Ⅱ／4】

○（県） それでは、資料Ⅱ／4についてご説明させていただきます。

豊島事業の大きな節目となる産廃特措法の期限を3月末に迎えることとなっていることから、これまでの地下水浄化対策の実施状況とその成果を取りまとめるとともに、今後の環境基準の到達までの見通しを検討し、来年度、令和5年度以降の事業の実施に役立てることとしたいと考えている。

その作成に当たり、今回、別紙のとおり、目次案についてご審議いただきたいと考えており、ご審議いただいた後、次回、3月のフォローアップ委員会において、素案の審議をいただく予定としている。

それでは、別紙の目次案をご覧ください。主な構成についてご説明させていただきます。ローマ数字になるが、まずは、Ⅱの「地下水浄化対策の経緯」では、廃棄物を撤去していた頃からの排水・地下水等対策検討会や、現在の地下水・雨水等対策検討会での検討状況などについて記載させていただきたいと思っている。

次に、Ⅲの「本格的な地下水浄化対策への対応とその実施」については、地下水浄化に対する基本的な考え方、排水基準まで積極的な対策を行い、その後は環境基準まで自然浄化で行うことや、本格的な対策実施前の調査、また、地下水浄化対策の実施概要、さらに局所的な汚染源に対する対策とその結果などについて取りまとめたいと思っている。

続いてⅣにおいては、「排水基準の到達・達成とその確認」の状況、Ⅴでは、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する対応」として、追加的浄化対策の実施状況や、リバウンドが起こったときの対策の検討状況などについてまとめさせていただきたいと思っている。

続いて2ページになる。

Ⅵでは、「これまでの地下水浄化対策の成果」として、地下水浄化の達成度の推定などについて記載させていただき、最後のⅦでは、「今後の地下水浄化に対する見通し」について、地下水検討会でのご議論もいただきながら取りまとめたいと考えている。

最後に参考資料として、これまでの地下水浄化に関する「基本方針」や「マニュアル」「終了要件」等、これまで検討会、フォローアップ委員会等で決めていただいたマニュアル、考え方等について添付することとしている。

○（委員長） 2ページ目のⅥは、前回、地下水浄化の達成度に対して評価を行っていたが、あれはあの時点の話ということになるので、できれば、また今回、再度、そのあたりのところをもう一度付け加えたかたちで見直しをして、ここにも盛り込ませていただければと。

それから、Ⅶは、先ほども議論があったが、今後の見通しに関して、地下水検討会のほうでいろいろご議論していただいている予測の方法だとか、そういうことを含めて

そこに記載をさせていただく。

その前のページは、まず、Ⅱ編のほうは事実関係でこういう対応をしてきた、委員会としてはこういうかたちで実施されたというようなことが記載されることになると思う。Ⅲでは、地下水対策の概況的なもの、大筋をまとめておく。それから、Ⅳでは、排水基準の到達・達成、それからその後のⅤでは、環境基準に向けての状況を出していくということになるかと思う。個別の重要事項についてまとめをしていくというような流れである。

まだ目次案の段階であるので、さらに実際に文章を書いていく中では、これと若干違ってくる、あるいは修正されたり、追加されたりというようなところが出てくるかと思う。

ただ、次回のフォローアップ委員会までには一応のまとめをさせていただければと思っている。次回の地下水検討会が3月3日と聞いているので、その段階で最後の第Ⅶ編のところはまとめが出てくだろうと理解をしている。

いかがか。よろしければ、とりあえずのところは、こういう目次案で報告書を作成させていただきたいと思っている。何かあれば、事務局のほうにお申し出いただければと思う。

それでは、次の議題に行く。5番目、遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系の調査で、アマモ場の話である。

5. 遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）の調査結果（その1 アマモ場）（報告）【資料Ⅱ／5】

○（県）それでは、資料5についてご説明させていただく。

こちらの資料については、資料Ⅱ／1-1の中でも若干触れさせていただいたが、遮水機能解除後の北海岸前の海域でのアマモ場の調査を昨年6月21日から23日に実施したので、その結果の報告と、これに合わせ遮水機能の解除前だが、令和3年度に調査した結果との比較も含めて、ご報告したいと思っている。

まず、別紙のほうになるが、こちらに令和4年度のアマモ場調査結果、令和3年度との比較を含めてというかたちで取りまとめをさせていただいている。

1ページ、調査日は、先ほど来、出てきているとおり、6月21日から23日であり、それぞれその日に実施した調査内容をそこに記載させていただいている。

また、調査点は、図1に図示しているとおりで、調査方法は2ページに記載のとおりで、これまで令和3年度等に実施してきた方法と同様となっている。

3ページ目から調査結果をお示ししている。水質環境、底質環境調査では、対象地点も含めて、窒素が増加している地点があった。

6ページからは、アマモの繁茂状況調査の結果をお示ししている。7ページには、地

点毎の調査日の写真、どんな繁茂の状況かという写真を付けさせていただいている。状況として、平均生息密度はI測線の地先が163株/m²と最も高い状況になっており、前回調査時と同様だが、対照地点より密度は、この北海岸沖のほうが高いという結果となっていた。

平均葉条長は、FG測線の地先が179cmで最も長い結果となっていた。

8ページ目からは、葉上付着生物の調査結果となる。まず、葉上付着の動物だが、出現総種類数は42～58種類で、中でもI測線の地先が最も多い結果となっていた。個体数は、なぜかは不明だが、対照地点としていた神子ヶ浜で少ない結果となり、分類群別では、節足動物門の割合が大きく、ゼウクソ属が最も優占していた。これらの結果を表7と表8に示すとともに、主な葉上付着動物の写真を9ページ写真6にそれぞれ付けさせていただいている。

次に、葉上付着珪藻だが、その測定結果を確認できた種類ごとに、11ページになるが表9、それから、そこに地点毎の総種類数と平均総細胞数を、ページ進んで12ページの表10、グラフにした図9、図10に、令和3年度調査結果とともに付けさせていただいている。令和3年度調査に比べ、総種類数は減少したが、総細胞数は、FG測線及び旧豊島中学校地先を除き増加傾向となっていた。結局、そうなってくれば、多様性が確保されているものと思われるところである。

13ページからは、アマモ現存量調査の結果をお示ししている。13ページ図11の中に、緑色の点と線で結んだ範囲があるが、これがアマモの生息範囲となる。この面積は57,213m²となり、令和3年度と比較すれば増加していた。ただ、過去の調査結果範囲内で推移していた。

14ページからは、同時に行った出現魚類調査結果をお示ししている。建網による漁獲物を表11と写真7に、カゴ網による漁獲物を表12と、16ページになるが、写真8にお示ししている。建網では、14ページになるが、モンゴウイカ、ハモ、ヒラメ、クロダイなど9種類23個体、カゴ網では、メバル稚魚など5種類14個体を漁獲することができた。

今回の魚類調査結果では、ハモ、ヒラメ、スズキなど魚食性の魚類を漁獲しており、アマモ場に生息するメバル稚魚等の小魚を捕食するため回遊してきたものと推測される。

17ページ、まとめになるが、北海岸におけるアマモ場は、平均生息密度は高い密度を保ち、平均葉条長も対照区と同等以上の生育状況が保たれている状況であった。その面積は57,213m²で令和3年度調査と比べ増加し、過去調査の範囲の中で推移していた。

葉上付着動物として、幼稚魚等のエサとなるヨコエビ類やワレカラ類などの節足動物が確認され、葉上付着珪藻は、その種類として20種以上確認されており、多様性が確保されたアマモ場の基礎生産力の礎となっているものと推測された。

出現魚類調査では、カゴ網ではメバル稚魚等の小型魚類を、建網では小魚を捕食するヒラメやスズキ等の魚食性魚類を採捕することができたことから、付着珪藻から始まって、小さな生物、動物、それから小型の魚類、大型魚類、こういったことにつながる食物連鎖の機能を発揮しえることがうかがえた。

これらのことから、豊島処分地北海岸のアマモ場は健全な状態で安定したアマモ場を形成しているものと思われる。

それと、今後の生態系調査の今後だが、後ほど資料Ⅱ／7-4でもご報告するが、ガラモ場調査を今月実施する予定としており、これらの調査結果を比較し、遮水機能の解除による北海岸前の海域の生態系への影響を検討し、報告していきたいと思っている。

- （委員長） それでは、門谷先生、コメントをお願いします。

- （委員） 今のご説明のとおりだが、非常に大事なことは、アマモ場面積が安定的に保持されていることと、生態系全体である。基礎生産者から魚類まで栄養段階が3つか4つあるが、それぞれが多様性を保ちながら健全に保持されている。
それから、もっと特筆しなければいけないのは、葉上動物のワレカラヨコエビとかいうのは評価されたのだが、報告書の中の7ページにアマモの写真がある。これの例えば写真3、北海岸I測線などの写真が典型的なのだけでも、アマモの葉上に少し茶色っぽいもやもやしていたものが見えると思う。これの主体が付着珪藻及びそれを食べるものの微生物の実態である。アマモ場の生産力というのは、アマモ場葉体が半分ぐらい、それから、付着しているこういう生物が半分ぐらいを占めると言われているのだが、どちらも健全にあって、アマモ場面積が保持されているということは、現存量だけではなくて生産力が非常に高いまま維持されて、周辺海域の魚類その他の保育場として十分機能しているということをうかがわせる、いいデータだなと思っている。
次のデータが比較できるように、楽しみにしているのだが、そういう付着生物に着目した評価を今後もやっていく必要があるだろうと思っている。

- （委員長） 基本的に、令和3年と4年との比較ということは、遮水機能の解除前後の比較がかなりの程度入っているというふうに理解させていただくが、基本的には大きな差はない、良好な状態が維持されていると解釈してよろしいか。

- （委員） そうである。大きな差はない。それ以前のデータも少し見たが、これも特段の特徴ある変化がないということは明らかなので、安心している。

- （委員長） いかがか。よろしければ、最後にまたまとめてご意見を頂戴するので、5番目の議題はこれで終わりにさせていただく。

続いて議題の6番目、令和5年度以降のこのフォローアップ委員会の対応方針である。

6. 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針（審議）【資料Ⅱ／6】

○（県）資料Ⅱ／6は、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針である。

現在、3月末の産廃特措法の期限までに整地を完了するように、今、全力で取り組んでいるところである。期限終了後の令和5年度からは、地下水の環境基準の達成を目指してモニタリングを行うとともに、処分地の維持管理を適切に行っていくことから、現在の「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業」から、事業名を「豊島処分地維持管理等事業」に変更する。

令和5年度以降も、専門家の指導・助言・評価等を受けるため、現在のフォローアップ委員会の組織や所掌事項等について見直して、第2次フォローアップ委員会として新設したいと考えている。

2の豊島処分地維持管理等事業の主な業務であるが、令和5年度以降は、処分地内の維持管理を行いつつ、環境基準の達成マニュアルに従い、モニタリングを実施し、その結果を基に環境基準の到達及び達成の確認を行い、その後は、観測井等の事業で使用していた施設の撤去等を行うことになる。

2ページの次のページに対比表を用意している。現在のフォローアップ委員会の所掌事項がこの（1）から（11）までになる。これが5年度以降どうなるかというのを左右の新旧の対照で示したものである。赤字で示したのが、地下水関係、青字で示したのが撤去関係の業務となる。

このうち、（3）の豊島処分地の地下水及び雨水の管理と対策等については、こちらが第2次フォローアップ委員会のメインの業務となるので、右側の3と4、地下水モニタリング実施と結果の評価及び対応等というものと、雨水の管理等という2つの項目に書き分けた。

撤去等の関連は、基本的には、この青字のところについては終了するが、先ほどから説明しているとおり、処分地の維持管理については継続されるので、この5番のところに集約して、処分地の維持管理（管理及び撤去等を含む）という記載として変更している。

その他については、基本的に左から右へ移行するようなかたちになっている。

委員会の組織の見直しについて、次の2ページのところで順番にご説明をしたいと思っている。

具体的な見直し内容については、まず、①附置検討会について、現在設置している地下水検討会、撤去検討会については廃止し、その業務は第2次フォローアップ委員会が引き継ぐ。

なお、現在実施している追加的浄化対策、先ほどから議論されているが、この追加的浄化対策を令和5年度以降も仮に継続することになった場合については、第2次のフォローアップ委員会の中の、地下水関係の委員で構成するワーキンググループの設置を検討したいと考えている。

次に、②委員構成について、今後、第2次フォローアップ委員会においては、地下水浄化の評価等がメインとなるため、地下水関係の委員の割合を高めたいと考えている。

次に、③年間の開催回数とその時期については、年2回、これは9月と3月を考慮しており、上期並びに下期の地下水浄化の指導・助言・評価等を行い、なお、リバウンド等が発生した場合は、当然のことながら臨時開催としたいと思っている。

次に、④会議の傍聴者について、直島町の施設撤去というのは既に完了しており、今後、事業の実施にあたって直島町に関与いただく事項等がなくなることから、会議の傍聴者の規定から直島町の関係者を削除する。この件については、事前に直島町の了解を得ている。

最後にその他として、別紙に要綱の案をお示ししている。要綱の案で大きく変わったところが、先ほど説明した所掌事項のところであり、これを先ほどの表のとおりにより修正したいと考えている。こちらに添付している新規の要綱が承認された後、委員の委嘱については、その規定に従い知事が行うということ。

それから、もう1つ、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の健康管理委員会というのが、また別にある。これについては、健康管理の対象となる作業員がいなくなることから、この3月末をもって廃止することとしたいと考えている。この件については、健康管理委員会の須那委員長の了解を得ている。

○（委員長）はい。設置要綱のほうもざっくり説明してくれないか。承認をいただく必要があるかと思うので。

○（県）まず、第1条のところについては、基本的にはこれまでの事業から維持管理等事業に変わったので、その設置について、第2次フォローアップ委員会を設置するということを記載している。

それから、第2条の所掌事務については、先ほど表でご説明したとおりの改正を行っている。

それから、組織のところでは、第4条を見ていただいたら分かると思うのだが、こちらは追加的浄化対策が仮に終了できずに5年度以降も追加になった場合、検討会もしくはワーキンググループ、今はワーキンググループを考えているのだが、こちらを設置するような規定にしている。

5条、6条は今までどおりと変更はない。それから、第7条に、これも先ほど説明したとおり、会議の傍聴を定めているのだが、直島町の関係者の方々は、今まで傍聴する

とともに意見を述べる事ができるとしていたが、先ほどのご説明のとおり、直島町に
関与いただくことがなくなったので、こちらのほうから直島町関係者の規定を削除し
ている。

その他の条項については、基本的に現在の条項をそのまま流用しているという状況
である。

最後に附則として、この要綱は、当然のことだが、この4月以降、5年4月1日から
施行することとして、この要綱に基づき、委員の委嘱を行いたいと考えている。

- （委員長）撤去の施設の関係については、地下水対策で使う施設以外は基本的には撤去
が終了したという状態になっているので、当然、撤去検討会のほうはもうなくしてい
いかなと思っている。

地下水の検討会のほうも、まだ不確定要素ではあるが、3月3日に追加的浄化対策の
終了についてご議論いただき、もし仮に追加的浄化対策を延長するという話になっ
ても、先ほども説明があったように、検討会、実質はワーキンググループということに
なるのか、そこで集中的にこれまでの地下水検討会と同じように状況をきちんと把握し
ていただき、評価いただくという作業をしていただければと考えている。

私としては、できるだけこれまで関わっていただいた委員の先生方には引き続きこ
の第2次のフォローアップ委員会にも関与していただくことを望んでいるが、第2次
のほうで検討する内容がだいぶこれまでと変化することもあるし、それから、委員の先
生方も、私も含めてだいぶ高齢になっているわけであり、今後、第2次フォローアップ
委員会に参画されるかどうか、これについては、事務局のほうからまた問い合わせ等さ
せていただく。よろしくご対処のほうお願いしておきたいと思う。

よろしいか。この設置要綱はこれで決定させていただき、次年度以降、第2次をスタ
ートさせていただく。はい。それではご了承いただいたということで、次に行かせてい
ただく。

7. その他

（1）環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）【資料Ⅱ／7-1】

- （県）それでは、資料Ⅱ／7-1、環境計測及び周辺環境モニタリングの結果である。

周辺環境モニタリングになる。6ページをお願いする。令和4年6月13日に、記載
の、周辺地先海域と海岸感潮域の水質及び底質の調査を行った結果、これまでの調査結
果と比べて特段の差異は見られなかったということをご報告させていただく。

【7-1から7-4は一括して議論】

（2）これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（その3）（報告）【資料Ⅱ／7-2】

- （県）続いて、資料Ⅱ／7-2、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況について、ご報告する。2ページの表1と表2をご覧いただきたい。黄緑色でお示しさせていただいているのが、前回、令和4年11月までに公開済みのものであり、今回、11月以降公開を行ったものを橙色で示させていただいている。下側の表はほとんどできたかたちになっているのだが、表1の各委員会の資料等のホームページへの公開がまだ残っているので、引き続き公開のための作業をできるだけ早く完了するよう、進めていくこととしている。

【7-1から7-4は一括して議論】

（3）豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の作成状況（報告）【資料Ⅱ／7-3】

- （県）続いて、資料Ⅱ／7-3、豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の作成状況についてである。

こちらについては、前回11月のフォローアップ委員会で素案をお示しさせていただき、それ以降、先生方からご意見、コメントなどをいただいている。それについては、現在、永田委員長と相談のうえ、原則として修正に反映させることとして作業を進めている状況である。

また、目次の改訂があったので、その改訂案については、先生方にメールでお送りさせていただいているという状況になっている。

今後のスケジュールになる。まず、1月16日付で、各委員の先生方や関係者の方々に挨拶文等の執筆のご依頼を行わせていただいている。提出の期限は2月末までとしているので、先生方にはよろしく願います。

そして、事務局としては、次回、3月のフォローアップ委員会に報告書案をお諮りして、ご承認をいただいた後、令和5年度に印刷製本を行いたいと考えている。

【7-1から7-4は一括して議論】

（4）遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実施予定（報告）【資料Ⅱ／7-4】

- （県）最後に資料Ⅱ／7-4、遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実施予定についてである。これまでもいろいろお話が出ているが、遮水機能解除前後の藻場調査については、令和3年度と4年度、2年度にわたって行っており、その最後の調査となる遮水機能解除後のガラモ場の調査を、天候により、少し流動的ではあるが、1月31日頃に予定している。

その調査結果については、次回、3月のフォローアップ委員会に報告することとしており、また、その次のフォローアップ委員会で、北海岸前の海域の生態系への影響について、遮水機能の解除前後における比較などを取りまとめ、報告させていただきたいと考えている。

【7-1から7-4は一括して議論】

- （委員長）このⅡ／7－1の資料は、調査は6月に行っているのだろう。全体的にこういう調査は、できるだけ今後は早め早めに出して行っていただけるか。さっきの藻場調査も含めて、できるだけ早めに事務局サイドのほうの整理はしていただいて、関連の先生方に見ていただく。それを早め早めに対応していただく。そういうことで臨んでいただきたい。よろしいか。
- （県）はい、分かった。
- （委員長）それから、報告書のほうについては、こういう日程でいくということで、もう既にお諮りしてあって、それに沿ったかたちで今、進行しているというふうに理解すればよろしいのか。
- （県）はい、前回でスケジュールもご了解いただいている。
- （委員長）はい、分かった。いかがか。
よろしければ、以上でお諮りする資料は終わりであるので、全体を通して何かご意見等があれば、お願いしたいと思う。よろしいか。
それでは、以上で本日の議事は終了とさせていただきます。
最後に傍聴人の方からご意見を頂戴する。まず、豊島住民会議の代表者の方、どうぞ。中地さんか。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）1点だけ、資料Ⅱ／4だが、地下水浄化の総括と今後の見通しという資料の別紙で目次が付いているのだが、お聞きしたいのは、Ⅵのこれまでの地下水浄化対策の成果という項で、1、地下水浄化の達成度に関する報告書の作成をして、その概要を載せて、現在の浄化達成度の推定と書いてあるのだが、そもそも今、総括と今後の見通しという報告書の中とは別に、地下水浄化の達成度に関する報告書をつくるということによろしいか。
- （委員長）この1は、地下水浄化の達成度に関する報告書の作成をしたという案内になってしまうのではないかと思う。そして、その報告書の概要がどういう状況だったのかというのを2で書かせていただいて、それを受けたかたちで、現在は浄化の達成状況はどうかということ、さらに推定していくという話になると思う。1の標題の付け

方は、考えさせていただきたい。報告書の作成というのは、何かこれからつくるような印象を与えるようだとまずいので。

○（豊島住民会議）一応、私として気づいた点はこれ1点である。

○（委員長）では、田中さん、何かあるか。

<公害等調整委員会>

○（公害等調整委員会）特にない。

Ⅶ 閉会

○（委員長）それでは、以上をもって、本日のフォローアップ委員会は終了とさせていただきます。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員